

避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人夫婦について、過酷避難状況による精神的損害（各30万円）、生活基盤変容による精神的損害（各250万円）、自主的避難等に係る損害（夫につき20万円。妻は直接請求手続で賠償済み。）の賠償が認められるとともに、日常生活阻害慰謝料の増額分として、夫に対し、家族別離が生じたことを考慮して別離期間につき月額3万円、妻に対し、原発事故当時に第一子を妊娠中であったこと並びに原発事故後に第二子及び第三子を妊娠したことを考慮して一時金90万円、乳幼児であった第一子ないし第三子の世話をしたことを考慮して子1名につき事情に応じて各月額3万円又は1万円の賠償が認められるなどしたほか、原発事故後に出生した申立人子らについて、東京電力令和5年3月27日付けプレスリリースに従い、生活基盤変容に準じる精神的損害（出生月から平成29年3月まで各月額3万円）の賠償が認められ、また、原発事故から6か月以内に出生した第一子については、東京電力プレスリリース（中間指針第五次追補を踏まえた追加賠償のご案内）に従い、過酷避難状況による精神的損害（30万円）の賠償も認められるなどした事例。

全部和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）につき、申立人X1（以下「申立人1」という。）、申立人X2（以下「申立人2」という。）、申立人X3（以下「申立人3」という。）、申立人X4（以下「申立人4」という。）及び申立人X5（以下「申立人5」といい、申立人1ないし申立人5を総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

被申立人と申立人らは、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 申立人1に係る損害

- | | | |
|----------|--------------------------------|-----------|
| (1) 損害項目 | 過酷避難状況による精神的損害（第五次追補第2の1） | 30万0000円 |
| 期 間 | 自 平成23年 3月11日
至 平成23年 9月10日 | |
| (2) 損害項目 | 生活基盤変容による精神的損害（第五次追補第2の2） | 250万0000円 |
| (3) 損害項目 | 自主的避難等に係る損害（第五次追補第3） | 20万0000円 |
| 期 間 | 自 平成23年 4月23日 | |

- 至 平成23年12月31日
- (4) 損害項目 日常生活阻害慰謝料（第五次追補第2の4 指針I）
⑧による増額分） 27万0000円
- 期 間 自 平成23年 3月11日
至 平成23年11月23日
- (5) 損害項目 家財・衣類等購入費用 42万0000円
- 期 間 自 平成23年 3月11日
至 平成24年 2月29日

2 申立人2に係る損害

- (1) 損害項目 過酷避難状況による精神的損害（第五次追補第2の1）
30万0000円
- 期 間 自 平成23年 3月11日
至 平成23年 9月10日
- (2) 損害項目 生活基盤変容による精神的損害（第五次追補第2の2）
250万0000円
- (3) 損害項目 日常生活阻害慰謝料（第五次追補第2の4 指針I）⑤
による一時金） 30万0000円
- (4) 損害項目 日常生活阻害慰謝料（第五次追補第2の4 指針I）④
及び⑤による増額分） 498万0000円
- 期 間 自 平成23年 9月 ○日
至 平成30年 3月31日

3 申立人3に係る損害

- (1) 損害項目 過酷避難状況による精神的損害（第五次追補第2の1）
30万0000円
- 期 間 自 平成23年 3月11日
至 平成23年 9月10日
- (2) 損害項目 生活基盤変容に準じる精神的損害 201万0000円
- 期 間 自 平成23年 9月 ○日
至 平成29年 3月31日
- (3) 損害項目 自主的避難等に係る損害（第五次追補第3）
40万0000円
- 期 間 自 平成23年 4月23日
至 平成23年12月31日

4 申立人4に係る損害

- 損害項目 生活基盤変容に準じる精神的損害 147万0000円
- 期 間 自 平成25年 3月 ○日
至 平成29年 3月31日

5 申立人5に係る損害

- 損害項目 生活基盤変容に準じる精神的損害 66万0000円
- 期 間 自 平成27年 6月 ○日
至 平成29年 3月31日

第2 和解の金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害に係る賠償金として合計1661万0000円の支払義務があることを認める。

第3 既払金

申立人らと被申立人は、被申立人が申立人らに対し、申立人らの家財・衣類等購入費用として金4万0000円を支払済みであることを相互に確認する。

第4 支払方法

(省略)

第5 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印のうえ、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和6年3月12日

(仲介委員 行方 美彦)